

[趣旨説明]

## 弁護士会の専門職責務

森際 康友

企画責任者として、このシンポジウムの開催趣旨をご説明申し上げます。

この法曹倫理国際シンポジウム、東京で開催するようになって今年が 7 度目になります。「共通の到達目標(コア・カリキュラム)と法科大学院教育」シンポジウムが 2010 年 3 月に関西学院大学で開催された翌日に、同じ関学で開催したシンポジウムから通算すると8周年です。この間、このシリーズの問題意識と構えとはぶれることなく一貫しております。司法制度改革の光と影を幻想も悲観もなく見つめ、法曹の職域拡大とそれへの制度的対応を状況打破の基本線としております。

改めて状況を見ても大きな変化はありません。この場で何度も述べているように、弁護士人口の増大で日本の弁護士の既存の就職先は飽和状態に達しつつあるといわれ、それが法科大学院定員の削減といった消極的対応と併せて、法科大学院志望者を激減させ、司法関係の人材について、質量ともに危機的な状況に至りつつあります。これを打開する積極的方法として弁護士の職域拡大が叫ばれていますが、組織内弁護士を除けば遅々として進まない状況です。

しかしながら、職域拡大は時代の要請で、これ以外の方法で健全な司法が育つ見込みはないように思います。職域拡大に成功するためには、これを危機打開の方法と一面的に捉えるのではなく、司法制度改革推進の精神に立ち戻り、自分に権利があることにも無自覚で泣き寝入りしている人々に手をさしのべ、埋もれている権利を救済する活動に必然的に伴うものであることを自覚しなければなりません。職域拡大は、それ自体が目的ではなく、法曹本来の使命、すなわち人権をはじめとする国民の権利擁護にとっての手段であります。このことを再確認して初めて正しく問題を捉えることができると思います。

このシリーズは、もともと次のような考えから生まれました。職域拡大に成功した暁には、これまで十分に考察してこなかった職業倫理問題がいろいろと起こるのであろう。そのような事態にたち至って慌てることのないように、「職域拡大時代の法曹倫理」をテーマに、毎年この時期に国際シンポジウムを開き、多様な職域拡大の可能性とそこで発生するであろう職業倫理問題を多角的、総合的に研究した成果を披露し、もって広く情報提供を進め、来たるべき時代に対応していこう、と。

2014 年の企画は、職域拡大に着目した本シリーズにとっては死角に入る問題を取り上げることになりました。弁護士人口の増大に、職域拡大ではなく現状を維持することによって対応しようとする弁護士、とくに高齢者にとっては、時代は大きさの変わらないパイ、場合によっては縮小するパイをより多くの間で奪い合うご時世と映り、中には所得の減少に伴い、かつて試されたことのない、自ら

の職業倫理の確かさ、強靱さが問われた方もおられたようです。それはいわゆる弁護士不祥事、現在では「弁護士非行」と呼ばれる事件の頻発によって世間の耳目を集めることとなりました。事件の主人公が、質が下がったと貶められる新司法試験合格者ではなく、弁護士会の要職経験者であることが少なくなかったことが問題の深刻さを示しています。日弁連も直ちに対策を講ずるための作業部会を設け、本シンポジウムに関わってきた有志はその対策に当たった方々と連携しつつ、対策の理論的基礎を固めることを課題とする「弁護士非行と弁護士会の指導監督」研究会を立ち上げ、研究と広報を推進しました。日弁連法務研究財団にはこの研究会への助成という形で強力な支援を頂いたことを感謝の念とともに記します。

2014年のシンポジウムではとりわけて困難かつ理論的には興味深い問題、＜弁護士非行に対して弁護士会は自治組織としてどのような責任をどこまで負うのか＞についておおよその目処をつけることができたと思います。このシンポジウムに至る7回にわたる研究会では、弁護士としての実践を踏まえつつ法哲学、憲法、行政法等の観点から問題を理論的に考察しました。さらに、このシンポジウムでは、これまでに構築したネットワークを活用し、ヨーロッパおよび米国からこの問題に精通した弁護士をお呼びし、先進的な弁護士非行対策について比較法的な考察ができました。

＜弁護士非行に対して、弁護士会は自治組織としてどのような責任をどこまで負うのか＞という問題は、近代国家における中間団体の権能、とくに、職権の独立が制度上要請される専門職の自治団体の権限を問うものです。弁護士会や日弁連は、いわゆる中間団体として、国法による授権がある限りで、その会員に対する規律を作り、その指導監督を行い、その加入と退出を管理し、懲戒を行う権限を有します。が、弁護士は政治や金の力から自由なところで独立して執務しなければ依頼者の権利、特に人権を守ることは困難です。弁護士の自治組織は弁護士の独立を守るためにある、といっても過言ではありません。が、その手段として、弁護士会は弁護士の独立を侵害するようにも見える懲戒や指導監督を行うことができ、また、執行の義務があります。さて、独立を守るために非行を取り締まる、ないし指導する措置と、他方で非行防止などを建前にその独立を侵害する措置とが区別できるとして、それはどのように区別すればよいのでしょうか。

今年はこの問題を、職域拡大時代の問題状況における弁護士会の社会的使命とその倫理をめぐる問題としてとりあげます。弁護士非行によって被害を受けた依頼者に対して補償を行うための見舞金について、わが国はその実施を決めたばかりです。そのニーズと根拠を先進国である米国の具体的実践に学びます。見舞金というと、資金拠出者を同定することが肝要ですが、それが強制加入団体である弁護士会の会員弁護士ということになると、＜どうしてけしからん弁護士の非行による被害を何の落ち度もない良心的弁護士が補償しなければならないのか＞という当然に出てくる疑問に答えていかねばなりません。その作業をシンポジウムで行い、この度一書にまとめました。文献情報は本予稿集「はじめに」にあります。

これらの議論を通して、弁護士自治の柱となる弁護士の独立性と弁護士会の責務について、状

況の要求する精度と角度から、具体的かつ理論的に考察します。それがわが国をはじめ、欧州や米国での法曹養成過程における法曹倫理教育が強固な理論的基盤を持ち、法曹倫理が学問として自律していく契機となれば、と企図しております。

日弁連会長の中本和洋先生には以上の趣旨に賛同賜り、開会のご挨拶を頂けることになりました。

最後に、このシンポジウムの実現には多くの方々の努力の積み重ねがあり、時には犠牲的なまでの努力がありました。とりわけ、専門的な論文の翻訳と通訳、サイマルに頼んだならば本シンポジウム全体の予算の軽く 2 倍はかかる作業に従事して下さった石田京子、田村陽子、手賀寛先生の献身的努力に深謝申し上げます。また、第 I 部で報告頂く、片山達、須網隆夫先生にはその学問的寄与に敬意と感謝を申し上げます。また、日本の法曹のためにと第 I 部でも第 II 部でも大車輪の活躍をして頂くジム・バロー、クラウディア・ザイベル先生に、そしてバロー氏を推薦し、その派遣を可能にしてくれたカナダ・ローソサエティー事務局長の両氏に、この場を借りて感謝申し上げます。

日弁連の調査室出身で不祥事対策に係る WG でご活躍された先生方との連携があっはじめて、弁護士会の指導監督権限に理論的基礎を与えるという課題は現実性と必要なサポートが得られました。高中正彦、市川充、加戸茂樹先生に連帯と感謝を。また、大阪弁護士会のエース鳥山半六先生、そして、困ったときにいつも駆けつけてくれる畏友松本恒雄と須網隆夫に、いつも相談に乗ってくれる商事法務の松澤三男さんに、さらに、いろんなことができる上に、法曹倫理についての力と情熱が並外れた片山達、古田啓昌、若林弘樹先生にハイタッチを。どんなに忙しくてもしっかりと助けてくれる、事務局長の矢野亜紀子弁護士には感謝の言葉もありません。また、いつも年度末なのに予稿集の印刷製本、無理な日程を無理矢理間に合わせてくれるあるむ社の永尾嘉章さん、今年もすみません、ありがとう。他にも、名前を挙げ出すときりがなく、失礼があってもいけないので、ここでお世話になったみなさまに衷心より感謝申し上げて、筆をおきます。